

2024/05/27 17:16 現在の情報です。

名古屋市中区錦二丁目13番30号 株式会社きずな少額短期保険

会社法人等番号	1800-01-152264		
商号	株式会社きずな少額短期保険設立準備会社		
	株式会社きずな少額短期保険	令和	4年11月15日変更
		令和	4年11月22日登記
本 店	名古屋市天白区植田東一丁目109番地		
	名古屋市中区錦二丁目13番30号	令和	5年 2月13日移転
		令和	5年 2月20日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。		
	電子公告とする。 https://kizuna-ssi.jp	令和	6年 4月23日変更
	/30 ただし、事故その他やむを得ない事由によって		
	電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載してする。	- 	 6年 5月20日登記
会社成立の年月日	令和4年7月13日		
目的	1. 少額短期保険会社の設立準備に関する業務 2. その他前号に附帯または関連する一切の業務		
	1. 保険業法で定める少額短期保険業及びこれに	 付随する	る業務
	2. 前号に附帯関連する一切の業務 令和 4年11月15日変更	令和	4年11月22日登記
発行可能株式総数	5万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>5000株</u>		
	発行済株式の総数 6000株	令和	6年 4月30日変更
	0 0 0 0 1	令和	6年 5月20日登記
資本金の額	金2500万円		
	金3000万円	令和	6年 4月30日変更
		令和	6年 5月20日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役	会の承記	忍を要する。
役員に関する事項	取締役 門田敏宏		
	取締役 若林昌憲		
	取締役 鳥屋栄二		
	千葉市中央区道場北二丁目16番1-508号 代表取締役 門 田 敏 宏		
	監査役 鶴 井 秀 雄		
取締役等の会社に 対する責任の免除 に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 同法第423条第1項に規定する取締役(取締役 査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責 することができる。	であった	と者を含む。) 及び監
非業務執行取締役 等の会社に対する	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 であるものを除く。)及び監査役との間に、任務	取締役を怠った	受(業務執行取締役等 とことによる損害賠償

責任の制限に関する規定	責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が規定する額とする。
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に 関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する 事項	設立 令和 4年 7月13日登記

^{*}下線のあるものは抹消事項であることを示す。